

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部

平成28年 2月 4日

安全保障貿易管理課 奥家課長殿

安全保障貿易審査課 長濱課長殿

写) 安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿、小松係長殿

安全保障貿易国際室 猪狩室長殿、下川課長補佐殿、川内係長殿

安全保障貿易審査課 阿部統括審査官殿、小田切課長補佐殿、

小沢上席審査官殿

## 4の項（5の2）該当軸受の輸出審査運用緩和について

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

材料加工専門委員会 軸受分科会

主査 渋谷 英志

輸出令別表第1の4の項（5の2）の軸受の輸出審査運用に関して下記の通り要望いたします。

何卒、ご検討下さいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 要望内容

工作機械の主軸に使用する目的で4の項（5の2）の軸受の輸出許可を申請する場合に、現在は当該工作機械の該非や用途等に関する情報の調査と提出が必要とされていますが、これらは「推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用することができる軸受」を規制するという4の項の本来の規制趣旨に照らせば必ずしも必要な情報ではないと考えます。4の項の本来の規制趣旨に沿って、輸出される軸受の用途が「推進薬の制御装置に用いられるポンプ」でないことを確認する審査運用として下さる様、お願い申し上げます。

#### 2. 理由

2014年の政省令改正時に、貨物等省令第3条第六号の二の規定がMTCRの規定に合うように改正された結果、4の項（5の2）の軸受の規制強化が図られる事となりました。この省令改正そのものは国際レジームとの整合を図るものであり、必要な改正と理解しておりますが、4の項（5の2）

に該当する軸受の現在の審査のあり方は、国際レジームの規制意図からかけ離れた運用になっていると考えます。

現在、4の項（5の2）の軸受の主要な用途は工作機械の主軸用軸受であり、日本から輸出する同軸受の用途も一部に組立生産用があるものの殆どが主軸の保守用です。このような用途に向けて輸出する際に、輸出審査の過程で当局から要求される情報には、

- ① 輸出する軸受の用途はなにか？（工作機械の主軸です）
- ② その工作機械の製造者、型番、該非判定は？
- ③ その工作機械で製造される部品は何で、何に使われるか？
- ④ その部品が組み込まれる最終製品は何で、その用途は？ 等々・・・

といったように、輸出しようとする軸受の直接の用途ばかりでなく、第2次、3次、4次等々とさかのぼって最終製品とその用途についてまで情報を調査して提出しなければ許可申請が受理されず、現実に海外子会社以外の案件で、情報が揃わず逸注した事例も発生しています。

4の項（5の2）該当の軸受けを組み込んだ主軸ユニットなどの工作機械の部分品の輸出は特に規制されていない現状とのバランスの面からも、上記の②～④の確認まで要求されるのは過剰な審査運用ではないでしょうか？

そもそも4の項（5の2）の軸受は液体ロケットの燃料ポンプに使われることを懸念して規制されているものであり、それ以外の用途に使われることには何の問題も無いはずです。現に、ワッセナーアレンジメントでは既に2010年に4の項（5の2）の軸受を含むすべてのJIS2級の高精度軸受の規制を撤廃していますし、NSGでは軸受は規制の対象にすらなっていません。

一部品メーカーである軸受メーカーにとって収集が難しい上記のような情報を機械的に要求する審査運用は、我が国の軸受業界の輸出競争力を阻害するものと言わざるをえません。

審査当局におかれましては、輸出規制の根本に立ち返り、規制趣旨と整合の取れた審査運用を行って下さる様お願いするものです。具体的には、4の項（5の2）の軸受の輸出の審査につきましては、その軸受の用途が「液体ロケット用の推進薬の制御装置に用いられるポンプ」でないことを確認する運用として頂き、それ以上の過剰な情報提供はご容赦下さる様、お願い申し上げます。

以上